

様式第 10

沖合海底自然環境保全地域内教育、学術研究又は研究開発として行う特定行為届出書

自然環境保全法施行規則第 31 条の 6 <第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 5 号、第 6 号>の規定により、「」沖合海底自然環境保全地域の沖合海底特別地区内において行為をいたしたく、次のとおり<届け、通知し>ます。

年 月 日

環境大臣 殿

行為者の住所及び氏名  
〔 法人にあつては、名称、  
住所及び代表者の氏名 〕

(以下については、各行為の種類ごとに様式第 7 - 1 ~ 3 に準ずることとする)

(参考)

- 1 届出書には、次に掲げる図面のうち必要なものを添付する。
  - (1) 特定行為の実施場所を明らかにした図面  
特定行為の実施場所の範囲(緯度経度等)を明らかにする図面で、石油・天然ガス以外の鉱物の掘採(採掘)を行う場合には、海底地形図を含めること。
  - (2) 特定行為の実施場所及びその付近の状況を明らかにした概況図及び写真(鉱物の掘採(採掘)を行う場合に限る。)  
海底の状況を明らかにした概況図及び写真とすること。
  - (3) 特定行為の施行方法を明らかにした平面図、立面図、断面図及び構造図  
特定行為の施行に伴い設置する工作物や、使用する器具等の図面とすること。
  - (4) 特定行為に用いる船舶の外観を明らかにした写真  
船舶全体の外観が明らかになるよう撮影された写真とすること。
  
- 2 届出書の記載にあたっては、次のことに注意する。
  - (1) 届出文の「」の箇所には当該沖合海底自然環境保全地域の名称を記入すること。
  - (2) < >内の文字については不要なものをまっ消すること。
  - (3) 各欄の記載については、様式第 7 にそれぞれ準ずること。
  
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格(JIS) A 4 とすること。